

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

(2023.3.20 コンプライアンス委員会)

I. 目的

順天堂大学において「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、本学における公正な研究活動を推進するとともに、研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の措置について必要な事項を定めることを目的に、次のとおり研究倫理推進計画を策定する。

II. 基本方針

1. 本学研究者は、自己が行う研究活動が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、常に誠実に公正な研究を遂行しなければならない。
2. 公正な研究活動とは、単に不正行為をしないというだけでなく、研究の申請、実施、報告、審査のすべてにおいて、責任ある態度で研究を行うことを指さなければならない。
3. 本学研究者は、不正行為があった場合、その是正に努めなければならない。
4. 本学は、不正行為の防止に加え、研究倫理に関し、研究者倫理教育を積極的に行い、徹底を図る。
5. 本学及び本学の研究者には、社会的責務として研究遂行における研究費の適正な執行が求められる。その責務に応えるため、研究費の不正使用を発生させない環境を醸成し、その維持に努めなければならない。
6. 国民の税金が原資である研究費の用途については、国民の厳しい目が向けられていることを研究者一人一人が認識し、当然のこととして、適正に経費を執行することが研究者の在り方として求められる。一人の不正行為が、研究グループ、最終的には本学全体の研究活動の停滞等を招くという自覚を持つとともに、万が一不正使用が発生した場合には、本学は断固たる姿勢で臨むことを周知・徹底を図る。
7. 日頃より研究者と事務支援職者が互いに信頼する関係を維持し、不正を未然に防ぐため不断の努力を行う。

文部科学省ガイドラインによる自己点検項目	ガイドラインによる実施上の留意事項	防止計画
<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 機関が、競争的研究費等の運営・管理を適正に行うためには、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することが必要である。</p>	<p>① 機関の組織規模・部局等の構成員の数等を踏まえ、役割の実効性を確保する観点から、各機関において適当と判断する場合は、例えば、コンプライアンス推進責任者については、大学の学科、専攻、研究所の部門等の組織レベルで複数の副責任者を任命し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するなど、部局単位で責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲が曖昧にならないよう、より明確に規定することが必要である。</p> <p>また、上記(3)エの競争的研究費等の管理・執行に関しては、事務部門にも副責任者を任命するなど、コンプライアンス推進責任者へ管理・執行の情報が着実に伝達される体制を構築することも必要である。</p> <p>② 機関が、コンプライアンス教育や必要な改善指導などを実施していないと、機関の管理責任を問われるとともに、更に、不正を行った者の責任を追及できないことになりかねない。このため、機関内の管理責任の明確化の観点から、各責任者の役割(責務)等を定めた内部規程等を整備し、それらの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には処分の対象となることも内部規程等において明確に位置付け、内部に周知徹底することも必要である。</p>	<p>・R3.2.1改正の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、「管理監査組織体制図」、「順天堂大学における公正な研究活動の推進に関する規程」等を継続的に見直し、本学における公正な研究活動のための管理体制の整備・充実を図り、役割分担・責任及び権限を明確化し、教職連携により、公正な研究活動が推進される組織の実現を目指す。また、学内外への周知・公表を学内広報誌への掲載、HP等で積極的に公表する。</p>

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

	文部科学省ガイドラインによる自己点検項目	ガイドラインによる実施上の留意事項	防止計画
	<p>1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化</p> <p>1) 機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。 <役割> ア 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。 イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等(以下「役員会等」という。)において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。 ウ 最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。</p> <p>2) 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を定め、その職名を公開する。 <役割>統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。</p> <p>3) 機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を定め、その職名を公開する。 <役割>コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、 ア 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。 イ 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。 ウ 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。 エ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</p>	<p>③ 最高管理責任者は、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、不正防止対策を実効性のあるものとするために定期的に各責任者から報告を受ける場を設けるとともに、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。 基本方針の見直しに当たっては、研究活動そのものの効率の低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減といった多面的な視点から、単に厳格化するのではなく、機関として不正を起こさせないような組織風土が形成されるよう、実態を踏まえ、柔軟に基本方針を見直し、その実効性を確保することが重要である。このため、間接経費等を効果的に活用し、研究支援体制と管理体制の二つの側面から必要な予算や人員配置などの措置を行い、競争的研究費等がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成することも求められる。</p> <p>④ 統括管理責任者が行うべき対策として、不正防止計画の策定だけでなく、コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組が重要である。 そのため、統括管理責任者には、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施することが求められる。コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。</p> <p>⑤ 第7節及び第8節に掲げる間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、最高管理責任者は、再発防止の観点から、機関内においても、不正が発生した部局等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部局等や構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。また、大学等の教育機関にあっては、併せて、学生の教育研究活動・環境に影響を及ぼさないよう、最大限の努力を払わなければならない。</p>	<p>● 最高管理責任者(学長)・・・本学の研究費の運営・管理について最終責任を負う者で、本学における研究費の不正使用の防止を総括し、学長がその責を担う。 学長は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者(兼:研究倫理教育部門責任者)が責任を持って研究費の運営・管理、研究倫理教育が行えるよう、強力なリーダーシップの下、必要に応じて基本方針、諸規程の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。</p> <p>● 統括管理責任者(副学長又は最高管理責任者が指名する者)・・・最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の運営・管理、研究倫理教育等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を実施し、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者。 令和3年4月1日現在、医学研究科長が指名され、最高管理責任者を補佐し、法人全体を統括する。</p> <p>● コンプライアンス推進部門責任者(部門長)：コンプライアンス推進部門責任者は、各部門における公的研究費の運営及び管理、研究倫理教育について統括する実質的な責任と権限を持つ者。 統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策として定期的に啓発活動を実施し、実施状況を確認するとともに、不正防止を図るため、部局等内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育の実施、研究者等に求められる倫理規範を修得するための「研究倫理教育」を実施し、受講状況を管理監督する。</p> <p>コンプライアンス推進部門副責任者：コンプライアンス推進部門責任者の統括の下、実際に管理監督を行う者。</p>

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

<p>1)</p> <p>2)</p>	<p>2 監事に求められる役割の明確化</p> <p>監事は、機関の業務運営等を監査し、機関の長に直接意見を述べる立場にあることから、競争的研究費等の運営・管理についても重要な監査対象として確認し、役員会等において定期的に意見を述べる事が求められる。</p> <p>1) 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。</p> <p>2) 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。</p>	<p>① 監事が左記(1)及び(2)に示す役割を十分に果たせるよう、内部監査部門、不正防止計画推進部署及びその他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行う。</p> <p>② 監事は、左記(1)及び(2)で確認した結果について、役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部統制構築のため、内部牽制システムの構築とともに内部監査体制の整備・拡充を図る。 ● 内部監事は検証事項について、月朝会等で定期的に報告し意見を述べる。 ● 不正防止計画推進部署である研究戦略推進センターは、不正防止関連規則に基づき研究倫理計画の策定及び推進、コンプライアンス意識に関する啓発のために監事と連携し、適切な情報提供等を行う。
---------------------	--	---	--

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

文部科学省ガイドラインによる自己点検項目	ガイドラインによる実施上の留意事項	防止計画
<p>第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)</p> <p>1) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。</p> <p>2) コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。</p> <p>3) 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に通講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。</p> <p>4) これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。</p> <p>5) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。</p> <p>6) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。</p>	<p>①コンプライアンス教育と啓発活動は、相互に補完する形で実施することが必要である。 コンプライアンス教育は、不正防止対策の理解の促進を目的として、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象とした説明会や e-learning 等の形式により実施し、受講状況及び理解度を把握することが求められる。 啓発活動は、コンプライアンス教育の内容を踏まえて意識の向上と浸透を図ることを目的とし、機関の構成員全体に対して、不正防止に向けた意識付けを広く頻繁に繰り返し行うことが求められる(下記⑤及び⑥を参照)</p> <p>② コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明する。また、効果を高めるため、これらについて具体的な事案を基に懲戒処分等の内容や機関の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明することや、自らの過去の不正について機関に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあることなども説明することが考えられる。 コンプライアンス教育の内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施すること及びその内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底することも望まれる。 事務職員に対しては、公的資金の適正な執行を確保できるよう専門的能力(業務に関する知識・能力)を向上させるとともに、研究活動の特性を十分理解しつつ、研究者が研究を遂行するために適切かつ効率的な事務を担う立場にあるとの意識を浸透させることが重要である。</p> <p>③ これらの教育を実施していない機関は、管理責任を問われることや、不正を行った者の責任を追及できないことにもなりかねない。 このため、受講機会の確保を目的として複数回の説明会を開催することや、オンラインによる開催、機関内のe-learningを随時活用することにより、実効性のある取組とすることが重要である。</p> <p>④ 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書等を求めていると、受講内容等を遵守する義務があるこ</p>	<p>公正な研究活動を推進するための実効性の高いルールを整備し、教職員が、容易に理解できるよう提示し、周知徹底する。また、不正を起こさない風土を実現するため、不正行為には厳しい態度で臨むことを明らかにする。さらに、「順天堂大学公的研究費使用マニュアル」を配布し、教職員の意識の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンプライアンス推進部門責任者(部門長):コンプライアンス推進部門責任者は、各部門における公的研究費の運営及び管理、研究倫理教育について統括する実質的な責任と権限を持つ者。 ● 統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。 ● 不正防止を図るため、部局等内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育の実施、研究者等に求められる倫理規範を修得するための「研究倫理教育」を実施し、受講状況を管理監督する。 ● 自己の管理監督又は指導する部局等において、適切な研究費の管理・執行、研究倫理教育を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 ● コンプライアンス推進部門副責任者:コンプライアンス推進部門責任者の統括の下、実際に管理監督を行う者。 ● 「順天堂大学研究倫理教育に関する実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、研究者にコンプライアンス・研究倫理教育をeAPRIN、JSPS研究倫理 e-learning 等の実施を指導し、修了証の提出を求める。 ● コンプライアンス推進部門責任者(兼研究倫理教育責任者)へコンプライアンス・研究倫理教育未受講者を通知し、受講を求める。 ● コンプライアンス教育の一環として、不正防止に対する意識を高める機会として説明会の実施を継続する。 ● 説明会参加率を上げるため、TV会議・Web等を利用する。 ● 研究者向けの説明会に最高責任者或いは統括責任者が出席し、責任体制や職務権限についての説明を行い、意識付けを行う。 ● 研究費不正の事例等を示し、不正に対する理解を共有し、注意喚起を行うと共に誓約書の提出を求める。 ● 学部学生・大学院生の研究倫理教育をシラバスに明記し、各部門の特性に応じた研究倫理教育の実施を図る。

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

		<p>との意識付けや不正を行った者に対する懲戒処分等が厳正に行えないことにもなりかねない。</p> <p>このため、内部規程等により、誓約書等の提出、内容等について明確化し、受講の機会等(新規採用者、転入者等についてはその都度)に提出を求め、遵守事項等の意識付けを図ることが必要である。</p> <p>また、実効性を確保するため、誓約書等の提出を競争的研究費等の申請の要件とすることや提出がない場合は競争的研究費等の運営・管理に関わることができないこととするなど、併せて内部規程等により明示することも必要である。</p> <p>誓約書等は、原則として本人の自署によることとし、盛り込むべき事項を以下に示す。当該誓約書等が確実に履行可能なものとなるよう、構成員と協議するなどしてコンセンサスを形成した上で実施することが望ましい。</p> <p>⑤ 啓発活動は、役員から現場の研究者や事務担当者に至るまで、構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、実施計画に基づいて実施するものであり、コンプライアンス教育と併用・補完することにより、組織全体での取組について、その実効性を高めるものである。</p> <p>啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案(他機関の事案も含む)及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものでなければならない。その上で、最高管理責任者が構成員の意識向上を促進させる取組を実施するなど、不正を起こさせない組織風土の形成を図ることが重要であり、随時柔軟に見直しながら実施する必要がある。</p> <p>⑥ 啓発活動は、不正を起こさせない組織風土の形成のために、全ての構成員に対して継続的に実施することが重要である。</p> <p>部局長等会議、教授会等の既存の会議を活用するほか、メーリングリストの活用やポスター掲示等により、全ての構成員を対象として組織の隅々まで伝わるよう実施するとともに、少なくとも四半期に1回程度、機関又は各部局等の実情に合わせ定期的実施していくことが求められる。</p> <p>また、競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対しても実施することが望ましい。</p> <p>⑦ 行動規範の内容は、不正防止対策の基本方針における考え方を反映させたものとする。構成員の意識の向上と浸透のため、個々の事象への対応ではなく、機関の構成員としての取組の指針を明記し、上記の教育の中で周知徹底するものとする。</p> <p>⑧ 機関は、これらの教育は、不正を事前に防止するための取組の一つであることを十分認識した上で、第4節や第6節に掲げる日常的な取組やモニタリング等の活動と複合的に実施していくことが求められる。</p>	
--	--	--	--

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

	文部科学省ガイドラインによる自己点検項目	ガイドラインによる実施上の留意事項	防止計画
	<p>2 ルールの明確化・統一化</p> <p>1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。</p> <p>2) 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一運用を図る。</p> <p>3) ルールの全体像を体系化し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。</p> <p>4) 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。</p>	<p>① 機関内ルールの策定に当たっては、慣例にとられることなく、実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。また、ルールが形骸化しないよう、第6節に掲げるモニタリング等の結果も踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。更に、機関内ルール全体を通して定期的に点検・見直しを行うことが望ましい。</p> <p>② ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむを得ず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続を明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が散漫にならないよう最大限の努力を惜しんではない</p> <p>③ ルールの周知に当たっては、研究者、事務職員など、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不正防止関連規則の制定とともに関係諸規則等の整備と共に、継続した見直しを行う。 ● ルールの統一化を図るために「公的研究費使用マニュアル」を発行し、関係者へ配布する。科研費採択者・経理事務担当者には、コンプライアンス教育の一環として使用ルール説明会を開催し、周知を図る。マニュアルは随時見直し、業務フロー等を再整備し、物品購入、旅費、謝金・給与について取扱いの共通化を徹底する。 ● モニタリングや現地ヒアリング等を実施して、問題点があればルールの見直しを検討する。 ● ルールと運用の乖離を防ぐため、部門毎の実情に合わせた柔軟性のあるルール設定を継続的に検討する。 ● 経理事務担当者は、出張申請書等が交付申請書等に基づいた出張であるかどうかを確認する。 ● 関係書類を添付のうえ事前に出張命令の決裁を受ける。 ● 出張の用務内容・日時・出張先等についての確認は、証憑書類、出張報告書等により各部門において速やかに行う。 ● 旅費計算書の経路と、出張者からの経路との確認を出張報告書等の証拠書類で速やかに行う。 ● 参加した会議等のパンフレット等の添付を必須とし、添付資料がない場合は打ち合わせた相手方の氏名等を記載させる。 ● 出張が研究打合せ及び資料収集の場合は、用務先とのメールのやりとりや用務先から確認できる書類を徴収する。 ● 国内外出張申請書の見直しを継続的に検討する。 ● 作業従事者が本人に割り振られたID、パスワードにてログインした勤務管理システムで出勤表の作業内容、作業時間を申請する。 ● 研究費雇用者の出退勤の電子管理化を図り、業務管理の徹底を図る。 ● 講演案内、実施プログラム等の詳細がわかるものを添付する。 ● 謝金は、原則として最長2ヶ月までとし、それを超える場合は雇用契約を締結し処理する。 ● 謝金支払対象となる講演者の選考理由を明示する。 ● 出勤表の確認は研究代表者の申請に基づき事務局が行う。なお、勤務実態の把握と事実確認のため、成果物等が発生する場合は、研究上支障のない範囲で出勤表に添付する。 ● 前もって監督代理者を任命し、監督者不在時には代わって監督を実施する。 ● 出勤表の勤務時間及び業務内容にあった内容であるか、時間外報告が監督者の指示で行われたものであるかを確認する。 ● 複数兼務している場合は、出勤表等に明示させる。 ● 勤務管理システムによる出勤表の提出期限を翌月の月初に定め、その月末までに支払う。 ● 給与担当者が雇用(給与的謝金含む。)決定後に従事者と面談を行い、支払方法等の説明を行う。 ● 給与担当者が従事者の通帳、印鑑及び銀行振込依頼書の確認を行うとともに研究室で管理されていないことを確認する。 ● 謝金単価をWebページに掲載し、周知を図る(対応済)とともに、公的

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

			<p>研究費使用マニュアルの有効活用の周知徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">● 国内外からの著名な研究者の招聘が多くなったことから、現行の謝金単価の見直しを検討する。● 謝金については、特に学生が支給対象となる場合、学生の本人確認を行い、事前に履修状況を確認するなど授業と重ならないことを確認する。● 学生等へのルールの周知を研究倫理教育等を通じ徹底を図る。
--	--	--	---

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

	文部科学省ガイドラインによる自己点検項目	ガイドラインによる実施上の留意事項	防止計画
	<p>3 職務権限の明確化</p> <p>1) 競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。</p> <p>2) 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。</p> <p>3) 以下のアからオを含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。 ア 告発等の取扱い イ 調査委員会の設置及び調査 ウ 調査中における一時的執行停止 エ 認定 オ 配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>4) 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。</p> <p>5) 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。</p>	<p>① 不正の告発等の制度を機能させるため、機関の構成員に対しては、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。また、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み(連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等)について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図る。その際、告発等の取扱いに関し、告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知することが必要である。このほか、告発者保護の観点から、第三者機関等に窓口を設置することも望まれる。</p> <p>② 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。</p> <p>③ 顕名による告発の場合、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知する。</p> <p>④ 不正に係る調査の体制・手続等の規程は、原則として、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の手続(再実験に係る部分等を除く。)に準じて整備・見直しを行う。不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置することが必要である。この調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。</p> <p>⑤ 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。 例えば、不正を行った者又はその管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分等が内部規程に明確に位置付けられていない場合は、処分等が公正かつ厳正に行えないことにもなりかねない。このため、研究者の役割や責任(告発等に対する説明責任を含む)を明確にすることはもとより、機関としての責任や役割について、第1節の各責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制を整備した上で、懲戒規程等の内部規程に明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことが必要である。 更に、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な手続に関しても内部規程上、明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことも必要である。</p> <p>⑥ 機関は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。 また、これらの公表に関する手続をあらかじめ定め、構成員に周知徹底しておくことが必要である。</p> <p>⑦ 機関において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて、構成員に周知することも必要である。</p>	<p>公的研究費使用マニュアルの発行の他に各種規程等についても周知し、ルールに従って適正に行うことを、HP等や説明会等で繰り返し周知徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不正防止関連規則及び組織体制図に、事務処理手続きに関する相談窓口を明記し公表した。競争的資金全般に関する事務処理事項については研究戦略推進センターを相談窓口として研究費の適正な管理と使用について助言・指導を行う。 ● 不正防止関連規則、公的研究費内部監査要領を適宜見直し、コンプライアンス委員会、公的研究費管理監査体制の再整備を行う。 ● 通報窓口への通報又は報道等による指摘があった事項については、該当部門の委員会で調査を行い、部門委員会の審査内容及び認定結果について、最高管理責任者に対して報告する。

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

	文部科学省ガイドラインによる自己点検項目	ガイドラインによる実施上の留意事項	防止計画
1)	<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置</p> <p>1) 機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下「防止計画推進部署」という。)を置く。</p> <p>2) 防止計画推進部署は、統括管理責任者ととも機関全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。</p> <p>3) 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。</p>	<p>① 防止計画推進部署は、統括管理責任者がその役割を果たす上での実働部門として位置付けるとともに、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。</p> <p>また、機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが必要である。なお、機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。</p> <p>② 防止計画推進部署には、研究経験を有する者を含むことが望ましい。</p>	<p>不正につながる諸問題を把握し、その要因を特定し、対応策の実現を目的とした計画の策定・推進・管理が行える体制として強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防止計画推進部署: 大学全体の観点から不正防止計画の推進、研究倫理推進計画を推進する部署。研究費の不正使用の防止に関する事項、研究倫理教育について企画及び立案等を行うことを任務とし、研究戦略推進センターが関係部署と協力し、その責を担う。 ● 防止計画推進部署である研究戦略推進センターは、不正防止関連規則に基づき研究倫理計画の策定及び推進、コンプライアンス意識に関する啓発を業務とし、業務遂行に当たって内部監査人と密接な連携を図る。 ● 統括管理責任者は不正防止に率先して対応し、自らが研究倫理計画の進捗管理に努める。 ● コンプライアンス推進部門責任者(部門長)は、研究倫理計画を確認し、防止計画推進部署と連携し、実施状況を掌理する。
1)	<p>2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施</p> <p>1) 防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。</p> <p>2) 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。</p> <p>3) 不正防止計画の策定に当たっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。</p> <p>4) 部局等は、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。</p>	<p>① 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のようなリスクに注意が必要である。その他、各機関の実態に即した特有のリスクにも留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールと実態の乖離(発注権限のない研究者による発注、例外処理の常態化など) ・決裁手続が複雑で責任の所在が不明確 ・予算執行の特定の時期への偏り ・業者に対する未払い問題の発生 ・競争的研究費等が集中している、又は新たに大型の競争的研究費等を獲得した部局・研究室 ・取引に対するチェックが不十分(事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分) ・同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り ・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分 ・検収業務やモニタリング等の形骸化(受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など) ・業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用 ・非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ ・出張の事実確認等が行える手続が不十分(二重払いのチェックや用務先への確認など) 	

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

		<p>・個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど)や、牽制が効きづらい研究環境(発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など)</p> <p>② 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。</p> <p>③ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。</p> <p>④ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、内部監査を含むモニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うことが必要である。</p> <p>⑤ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。</p> <p>⑥ 不正防止計画への取組に部局等によるばらつきが生じないよう機関全体の観点からのモニタリングを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防止計画推進部署(公的研究費関係担当部署)である研究戦略推進センターは、不正防止関連規則に基づき研究倫理計画の策定及び推進、コンプライアンス意識に関する啓発を業務とし、業務遂行に当たって内部監査人と密接な連携を図る。 ● 最高管理責任者は不正防止に率先して対応し、自らが研究倫理計画の進捗管理に努める。 ● コンプライアンス推進部門責任者(部門長)は、研究倫理計画を確認し、防止計画推進部署(研究戦略推進センター)と協力し、不正防止計画を実施する。
--	--	---	--

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

文部科学省ガイドラインによる自己点検項目	ガイドラインによる実施上の留意事項	防止計画
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。</p> <p>研究費の執行に関する書類やデータ等は機関の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする必要がある。</p> <p>1) 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。</p> <p>2) 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。</p> <p>3) 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。</p> <p>4) 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。</p> <p>5) ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節3の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。</p> <p>6) また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。</p> <p>7) 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。</p> <p>8) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。</p>	<p>① 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。</p> <p>② 取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。</p> <p><誓約書等に盛り込むべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること <p>また、取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図る。</p> <p>③ 発注・検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮する。上記「機関に実施を要請する事項」(5)の取扱いとする場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容を検証(是正指導)することが必要である。また、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。</p> <p>このほか、過去に業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正が認められた機関においては、それらを防止するための具体的な対策(例:業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など)を講じることも必要である。</p> <p>④ 書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや研究内容等との整合性を確認するように実施し、必</p>	<p>公正な研究活動の推進のため、「不適切な研究活動が生じない」管理体制を目指し、可能な限りリスクを低減する管理・運営体制、また早期発見を可能とする管理体制を構築し、研究者が安心して研究活動に従事できる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 部門長は、教授会・研究科委員会において、公的研究費の計画的執行について指導する。 ● 申し出により学内資金で立替え、人件費等は、内定直後からの支出を可能としている。 ● 例年年度末に支出の偏りが見られるため、学内説明会(6月、9月)で、計画的な執行の周知を促す。また執行状況については、研究費管理ソフトを導入し研究計画に沿った適切な予算管理と執行について徹底を図ると共に定期的な文書等での通知に加え、内部監事によるヒアリングを実施し、計画的な経費執行を促す。 ● 年度末における無理な執行が行われないよう、説明会等で翌年度への繰越、残額の返還についての情報提供と、周知徹底を図る。 ● 物品検収センターを設置し、各部門に検収室を設置した。検収業務は物品検収センター規程による統一ルールで行われているが、今後は研修会等開催し、ルールの徹底とモニタリングを通して、ルール改正についても引き続き検討を行う。また発注部署の検収担当者による検収についても、取り扱い方法について継続した指導を行う。 ● 公的資金による物品発注は原則、購買部門でおこなうが、研究者及び研究担当事務者に「順天堂大学研究活動に係る購買事務に関する取扱要領」を周知し、研究者発注について継続して指導を行う。 ● 研究者発注の割合が多いことから、研究者が共通して利用する消耗品等については大学として特定業者を選定し利用させる等、研究者発注への牽制を図る。 ● 換金性の高い物品について、取得価格10万円以上のものは、物品の所在を記録、管理の徹底を図る。取得価格10万円未満のものは、各部署で適切に現物管理を行うとともに、管理部署においてパソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券類の取引リストを作成のうえ、内部監査において物品の所在及び使用状況についてモニタリングを行う。 ● 金券類(図書カード、プリペイドカードを含む)については、納品書及び「補助簿(受払簿)」により行う。金券類を使用した場合は、使用報告書を作成する。金券類については、年度末及び随時、現品確認を行う。 ● 切手類は、できる限り用途の必要金額分を随時購入し、送付先、使用用件等を請求書または領収書等に記載したものを添付。やむを得ずまとめて購入する場合は、研究者自身で購入数、使用数、送付先、送付用件等を明らかに記録した一覧(任意様式)を使用後速やかに会計担当部署に提出。切手類についても、年度末及び随時、現品確認を行う。 ● 金額及び取引頻度の多い業者に対しては誓約書の提出を求める。 ● 採択者への説明会(交付決定後実施)、研究者及び経理事務担当者に研究者発注制度について周知を図るとともに、条件に問題があれば見直しを随時行う。

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

<p>9) 換金性の高い物品については、適切に管理する。</p> <p>10) 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。</p>	<p>要に応じて照会や現物確認を行う。</p> <p>⑤ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来の慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能な限り統一を図る。</p> <p>⑥ 検収の際は、発注データ(発注書や契約書等)と納入された現物を照合するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認する。</p> <p>⑦ 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。また、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底することも必要である。</p> <p>⑧ 上記「機関に実施を要請する事項」(7)の特殊な役務についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことが必要である。</p> <p>⑨ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要である。</p> <p>⑩ 換金性の高い物品については、競争的研究費等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理する。特に、パソコンについては適切に管理することが望ましい。</p> <p>⑪ 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。</p> <p>⑫ 旅費の支払に当たっては、コーポレートカードの活用や旅行業者への業務委託等により、研究者が支払に関与する必要のない仕組みを導入することが望ましい。</p> <p>⑬ このほか、コンプライアンス推進責任者等は、自己の管理監督する部局等において、研究者と業者の関係が過度に緊密にならないよう、オープンなスペースでの打合せを推奨することや、孤立又は閉鎖的な環境とならないよう、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境の醸成に努め、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを組織的に推進することが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 虚偽の請求書類の授受が発生しないよう検収センターのチェック体制の徹底を図る。 ● 業者との打ち合わせ、検収をオープンスペースで実施し、癒着防止と共に当事者への牽制機能の強化を図る。 ● 業者へ不正行為に加担した場合は、取引停止になることを周知する。 ● 研究者や経理事務担当者への説明会(例年9月複数回開催)を開き、公的研究費の使用に関する行動規範、各種ルールの周知・徹底について継続的な啓蒙・教育活動を行う。 ● 内部監査、物品検収センターでの日常的なモニタリング等で使用実態を抽出し点検・確認をする。 ● 申請部署への直接納品する場合の取り扱い方法の周知を図る。 ● 公的研究費使用マニュアルを配布し、直接納品時の検収方法等の周知を図る。 ● 研究者や事務担当者への説明会を開き、公的研究費の使用に関する行動規範、各種ルールの周知・徹底を図る。 ● マニュアル等をホームページ上の利用しやすいところに公開するとともに、新任教員等の採用時にガイダンス等で説明する。 ● 非常勤職員についてもタイムカードによる出退勤管理を行い、定期的に勤務実態の把握を行う。 ● 早期執行のため補助金等の立替に関する取扱いを周知する。 ● ホームページ上の相談窓口等の案内を利用しやすくする。 ● 監理体制の強化のため、間接経費の有効活用による人件費を確保し、要員配置の更なる充実を図る。 ● 業者に納品書・請求書類等は必ず研究室経理担当者に提出させるよう周知徹底を図ると共に継続的な指導を実施する。 ● 備品・図書の寄付手続きが、確実に実施されるよう研究室経理事務担当者へ、継続的な指導を行う。(現物寄付届を管財課に提出)
--	---	--

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

	文部科学省ガイドラインによる自己点検項目	ガイドラインによる実施上の留意事項	防止計画
	<p>第5節 情報発信・共有化の推進</p> <p>1) 競争的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。</p> <p>2) 競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。</p>	<p>① 不正を事前に防止するためには、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制(相談窓口の設置など)を整備することが必要である。また、これらの窓口が適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修の実施など、組織的な取組を推進することが望まれる。</p> <p>また、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックできる体制も必要である。</p> <p>② 機関の不正への取組に関する基本方針等の公表は、機関の不正防止に対する考え方や方針を明らかにするものであり、社会への説明責任を果たす上でも重要である。</p> <p>このため、「行動規範」、「管理・運営体制」はもとより、機関間での情報共有の観点から、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」、「処分(取引停止等の取扱いを含む。）」、「機関における諸手続」などとともに、これらに関する諸規程を内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行うことが求められる。</p> <p>③ 企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、配分機関への報告をもって公表に代えることができる。</p>	<p>研究者の研究活動及び研究支援職員の研究支援活動を効果的に行うため、通報・相談窓口周知徹底を図るとともに、通報者の保護体制を確立し、全学的な情報共有環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機関内外からの通報窓口を総務局企画調査室へ設置し、不正の抑制、牽制、リスクの早期発見を図っている。 ● 通報窓口の設置と併せて通報者保護等を明確にし、通報受入れの体制整備を図る。 ● 通報者保護に関する事項を明記した規程等の整備を図り、HP等で周知する。 ● 通報者保護等の記載事項として「通報者等は通報等をしたことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。万一、不利益が発生した場合には、回復措置を講じます。ただし、通報者が悪意に基づく通報を行った場合には、就業規則又は学則によって処分されることがあります。」を明示する。 ● 学内 HP に「順天堂大学における公正な研究活動の推進に関する規程」、「関連する諸規則」、「公的研究費使用マニュアル」等を公開する。

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

文部科学省ガイドラインによる自己点検項目	ガイドラインによる実施上の留意事項	防止計画
<p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>1) 競争的研究費等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。</p> <p>2) 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化する。</p> <p>3) 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。</p> <p>4) 内部監査部門は、上記(3)に加え、第3節1の防止計画推進部署との連携を強化し、同節2「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。</p> <p>5) 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者(公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等)を活用して内部監査の質の向上を図る。</p> <p>6) 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるよう、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。</p> <p>7) 機関は、第7節1「文部科学省が実施すべき事項」(3)に掲げる調査について協力することとする。</p> <p>8) 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。</p>	<p>① 内部監査部門の体制を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置することが望ましい。</p> <p>② 内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。調達業務を例にとると、発注・検収・支払の現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また、内部監査では、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することも必要である。</p> <p>③ リスクアプローチ監査の具体的な方法については、以下のような手法が考えられる。 ・研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。 ・非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。 ・納品後の物品等の現物確認 ・取引業者の帳簿との突合</p> <p>④ 内部監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。</p> <p>⑤ 財政上の制約から、独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合、以下のような対応を行うことも考えられる。 ・経理的な側面に対する内部監査は、担当者を指定し、その取りまとめ責任の下に、複数の組織から人員を確保してチームとして対応する。 ・ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査は、防止計画推進部署等が兼務して実施する。</p> <p>⑥ 内部監査部門は、防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案するとともに、防止計画推進部署においては、内部監査結果等を不正防止計画に反映させる。</p> <p>⑦ 内部監査部門及び監事は、監査の効果を発揮できるよう、機関のコンプライアンスを包括する部署や外部からの相談を受ける窓口等、機関内のあらゆる組織と連携するとともに、不正に関する通報内容を把握し、機関内で適切な対応がとられているかを確認することが望ましい。</p>	<p>公正な研究活動の継続的な推進と全学的な自浄作用を強化するために、モニタリング機能、コンプライアンス体制の強化を図り、管理体制の見直しと強化改善を継続的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研究者の行動規範および公正な研究活動・不正防止関連規則等の整備を行い、管理監査体制を整備した。 ● コンプライアンス委員会は、公正な研究活動推進のため不正防止対策を強化するため、研究倫理推進計画を見直し、効率化・適正化を図る。 ● 公的研究費監査として、公認会計士により効果的・効率的な研究費執行が行われているか等を含め、リスク要因を勘案した内部監査を実施。 ● 内部監査計画に基づき、定期的に会計書類のチェックを行い、公的研究費においては採択研究課題の概ね10%以上を対象に書類監査を行う。さらに当該監査対象の中から概ね10%以上を対象に実地監査を含む特別監査を行う。 ● 内部監査計画に基づき、物品検査の立会監査による納品後の現物確認や、抽出した研究者の特別監査の際のヒアリングにおいて、出張命令、出勤簿、出張報告書及び同添付書類等の証拠書類を基に、出張事実の確認を行う。特に海外出張の場合は、航空券半券の運賃種別コードの確認までを実施していることを学内周知し、研究者への牽制を図る。 ● 公的研究費の執行にあたり、各部門長は研究倫理計画に基づき、学内各委員、外部監査人等と連携して実効性のあるモニタリングを実施し不正防止の推進を図る。 ● コンプライアンス委員会は、不正防止関連規則に基づき研究倫理推進計画の策定及び推進、コンプライアンス意識に関する啓発を業務とし、業務遂行に当たって監査人と密接な連携を図る。また、最高管理責任者は不正防止に率先して対応し、自らが研究倫理推進計画の進捗管理に努める。 ● 内部統制構築のため、内部牽制システムの構築とともに内部監事による内部監査体制の整備・拡充を図る。 ● 最高管理責任者の直轄的な組織として内部監査部門を位置付け、明確化し、実効性ある権限を付与し強化を図る。

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	ガイドラインによる実施上の留意事項	防止計画
<p>第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方</p> <p>不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育を確実に実施するために「研究倫理教育責任者」を定め、その職名を公開する。</p> <p>その他</p> <p>①学生に対する研究倫理教育の実施 学生の研究者倫理に関する意識を徹底するため、各学部・研究科の特性に応じた、学生への研究等倫理教育の実施を推進する。</p> <p>②適切な研究体制を確保するための実効的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任の明確化を図る。 ● 複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認する。 ● 若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言を行う。 <p>③研究データの保存・開示について 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、学内外ルールにより誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することにより、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。 研究者は、研究ノート等により研究・調査データを記録保存するとともに、データの厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、また加担しない。</p>		<p>公正な研究活動の推進を図り、不正行為を事前に防止するために、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育を確実に実施するために各部門に「研究倫理教育責任者」を定め、その職名を公開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研究倫理教育部門責任者:統括管理責任者の指示の下、研究活動における不正行為等を防止するため、自己の管理監督又は指導する部局等における研究者に対して研究倫理教育を実施し、その受講状況を把握する。 ● 研究倫理部門責任者は、コンプライアンス推進部門責任者をもって充てる。 ● 研究倫理教育責任者を規程上に明記し、研究者への研究倫理教育の徹底を図るとともに、大学院生・学部生への研究倫理教育の実施を推進する。 ● 大学院学生(博士/修士)への研究倫理教育をカリキュラムへ反映させる。 ● 学部学生全員に対し、学生が研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるよう、教育課程に応じた研究倫理教育を行う。(例えば、講義、ガイダンス、説明会、e-learning等)。 ● 学術論文剽窃検査ソフト(Turnitin)等を活用し、博士課程学生を対象に学位論文等の作成について指導の徹底を図る。 ● 共同研究等においては、研究者個々の責任・役割分担の明確化を図るとともに、研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認する。 ● 研究者は「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範」により行動する。大学院研究科長は、研究データの保存・開示を担当する部門責任者とし、研究組織(センター・研究所・講座・研究室等)の責任者は、定期的に研究データが適切に保存されていることを確認する。 ● 研究データの適切な保存をルール化するためにガイドライン(要領)を整備した。研究データがガイドラインに基づき保存されているかを内部監査にて検証を図る。

順天堂大学における研究倫理推進計画【2023】

<p>関連する学内諸規定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範 2) 順天堂大学における公正な研究活動の推進に関する規程 3) 順天堂大学研究倫理教育に関する実施要領 4) 順天堂大学研究データの保存・開示に関する要領 5) 順天堂大学科学研究費補助金等取扱規程 6) 順天堂大学公的研究費に係る会計等事務取扱規則 7) 順天堂大学研究活動に係る購買事務取扱要領 8) 順天堂大学物品検収センター及び検収室設置要領 9) 複数の科学研究費助成事業による共用設備の購入に関する取扱要領 10) 順天堂大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いについて 11) 順天堂大学公的研究費による謝金支給要領 12) 順天堂大学公的研究費による旅費取扱要領 13) 内部監査の実施に係る取扱要領 		<p>相談窓口</p> <p>公的研究費の応募に係る相談窓口 【窓口】研究戦略推進センター 【電話】03-3813-3111(内線3225)</p> <p>公的研究費の経理に係る相談窓口 【窓口】研究戦略推進センター 【電話】03-3813-3111(内線3184)</p> <p>研究活動の不正行為に係る通報・相談窓口 【窓口】総務局企画調査室長 【電話】03-3813-3111(内線 3103)</p> <p>臨床研究全般に係る通報・相談窓口 【窓口】順天堂医院臨床研究・治験センター 【電話】03-3813-3111(内線 3832)</p>
--	--	---

参考

文部科学省HP

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_1.pdf

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

科学技術振興機構（JST）

研究公正ポータル https://www.jst.go.jp/kousei_p/measuretutorial/mt_lab.html

日本学術振興会（JSPS）

研究公正について <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/symposium.html>

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

研究公正に関するヒヤリ・ハット集 https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kiyouzai_hiyarihatto.html

研究公正に関する教育研修教材 https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kyouiku_kenshu_kyouzai.html

順天堂大学

最高管理責任者 学長 新井 一